

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本題】令和7年年金制度改正法の概要について.....	P1
【コラム】DBの積立超過について①.....	P7

令和7年年金制度改正法の概要について

1. はじめに

令和7年年金制度改正法（※）が2025年6月13日に成立、同20日に公布されました。公的年金の制度改正が中心ですが、一部私的年金制度の見直しも行われています。今月号では、その概要について解説します。

※正式名称は「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号）」

2. 令和7年年金制度改正法の概要

(1) 年金制度改正の全体像

公的年金及び私的年金は、5年毎に行われる公的年金の財政検証の結果も踏まえながらその翌年に大きな制度改正が行われるのが通例となっており、今回の制度改正における基本の考え方は図表1、主な改正内容は図表2の通りです。

<図表1>基本の考え方

- 働き方や生き方、家族構成の多様化に対応する
- 現在の受給者、将来の受給者の双方にとって、老後の生活の安定、所得保障の機能を強化する

(出所) 第25回社会保障審議会年金部会 2025年6月30日資料1～資料3を基に、りそな年金研究所作成

(以下、本題の図表等全てにおいて同じ。なお、4ページ及び5ページの図表は年金部会資料から抜粋)

<図表2>主な改正内容

項目	主な改正内容
社会保険の加入対象の拡大 (被用者保険の適用拡大)	中小企業の短時間労働者などが、厚生年金や健康保険に加入し、年金の増額などのメリットを受けられるようにする
在職老齢年金の見直し	年金を受給しながら働く高齢者が、年金を減額されにくくなり、より多く働けるようにする
遺族年金の見直し	遺族厚生年金の男女差を解消する 子どもが遺族基礎年金を受け取りやすくする
保険料や年金額の計算に使う賃金の上 限の引上げ (標準報酬月額の上限の段階的引上げ)	一定以上の月収がある場合に、賃金に応じた保険料を負担することで、現役時代の賃金に見合った年金を受け取りやすくする
その他の見直し	子どもの加算などの見直し、脱退一時金の見直しを行う iDeCo に加入できる年齢の上限引上げなど私的年金の見直しを行う

この他、衆議院における審議の中で、今後の社会経済情勢の変化を見極めた上で、次期（2029年）財政検証の結果、基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライドによる調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置を講じるものとされました。

以下で、それぞれの項目について、もう少し詳しく見ていきますが、紙面の都合で一部記載を省略しております（詳細は第25回社会保障審議会年金部会2025年6月30日資料1～資料3をご参照下さい）。

(2) 公的年金の見直し

① 被用者保険の適用拡大等

項目	概要
改正のねらい	厚生年金・健康保険に加入する要件を分かりやすくし、労働者が自分のライフスタイルに合わせて働き方を選びやすくするとともに、将来の年金の増額などのメリットを受けられるようにする
改正内容	ア. 賃金要件（いわゆる106万円の壁）の撤廃 イ. 企業規模要件の段階的撤廃 ウ. 個人事業所の適用対象の拡大（ただし、施行時に存在する事業所は当面適用除外） エ. 加入拡大の対象となる短時間労働者への支援
施行期日	ア. 公布から3年以内の政令で定める日から施行 イ. 2027年10月（10年かけて段階的に） ウ. 2029年10月 エ. 2026年10月

現行の短時間労働者の厚生年金適用となる要件のうち、賃金要件は「月額8.8万円（年収106万円）以上」となっていますが、最低賃金が1,016円以上の場合はこの要件を満たすことから、全国の最低賃金が1,016円以上となることを見極めて撤廃される予定です。

適用拡大に伴う保険料負担の増加に対しては、保険料負担割合を変更することで労働者の保険料負担を軽減（3年間の特例措置）できることとし、労使折半を超えて事業主が負担した保険料については、その全額を制度的に支援することとされています。

② 在職老齢年金制度の見直し

項目	概要
改正のねらい	高齢者の方が働きながらより年金を受給しやすい制度とする
改正内容	支給停止基準額の引上げ（現行：50万円 ⇒ 62万円）（ともに2024年度価格）
施行期日	2026年4月

改正後の基準額「62万円」は、年金を受給しつつ50代の平均的な賃金を得て継続的に働く者を念頭に置いて設定されたものです。

この見直しにより、同制度による年金の減額を意識せずより多く働けるようにすることで、年金額が減らないよう時間を調整するなどの高齢者の働き控えを緩和し、人手不足の解消につなげる効果が期待されています。

③ 遺族年金の見直し

項目	概要
改正のねらい	遺族厚生年金：女性の就業率上昇等の社会変化に合わせ、男女問わず受給しやすくする 遺族基礎年金：子ども自らの選択によらない事情に関わらず、受給しやすくする
改正内容	遺族厚生年金：子どもがいない60歳未満（※）の者について、男女間における支給要件の違いを解消し、男女共通の支給要件、支給期間とする 遺族基礎年金：生計を同じくする父母がある場合は支給停止されていたものを、生計を同じくしていても子どもが受け取れるようにする
施行期日	遺族厚生年金：2028年4月（※妻は20年かけて段階的に実施） 遺族基礎年金：2028年4月

（※）2028年度に40歳以上になる妻は改正されない

改正後の遺族厚生年金については、配偶者の死亡時に60歳未満の場合は、5年間の有期給付となりますが、低所得など配慮が必要な場合は5年目以降も給付が継続されます。

④ 厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引き上げ

項目	概要
改正のねらい	賃金上昇の継続を見据え、世代内の公平のためにも、上限に該当していた者が本来の賃金に応じて負担することとし、また、これに応じて将来の給付を手厚くする
改正内容	標準報酬月額の上限を、65万円から75万円に段階的に引上げ
施行期日	68万円（2027年9月）、71万円（2028年9月）、75万円（2029年9月）

新しい「標準報酬月額」に該当する者は、足下の保険料が増加することとなりますが、将来の年金額も増加します。

また、保険料収入の増加により厚生年金制度の財政が改善されることで、年金額の低い者も含めた厚生年金全体の給付水準を底上げする効果も見込まれます。

⑤ 子に係る加算等の見直し

項目	概要
改正のねらい	年金を受給しながら子を育てる方への支援を強化し、給付を手厚くする 女性の社会進出が進み、共働き世帯も増えている社会の変化に合う仕組みにする
改正内容	子に係る加算額を引上げ（子に係る加算のない年金については、子に係る加算を創設） ：一律281,700円 年下の配偶者を扶養する場合にのみ支給される配偶者に係る加算額を見直し ：現行408,100円⇒見直し後367,200円（当欄記載の額はいずれも2024年度価格）
施行期日	2028年4月

子を持つ年金受給者の保障を強化する観点から子に係る加算の充実を図り、併せて、女性の社会進出や共働き世帯の増加など社会状況の変化を踏まえて配偶者に係る加算額については見直しが行われました。

⑥ 脱退一時金制度の見直し

項目	概要
改正のねらい	外国人の保険料納付を将来の年金受給に結びつけやすい仕組みとする 外国人の滞在期間が長期化していることなどを踏まえ、支給上限を見直す
改正内容	支給要件の見直し：再入国許可付で出国した者には当該許可の有効期間内は脱退一時金を支給しない 支給上限の引き上げ：現行5年⇒引き上げ後8年
施行期日	公布から4年以内の政令で定める日から施行

老後を日本で暮らす可能性がある外国人も増加していると考えられることから、滞在途中の一時的な帰国の際には脱退一時金を支給しないこととするものです。一方で、滞在期間の長期化が進む中で、老齢年金の受給に結びつかない者にとっては脱退一時金の必要性が高まっていることに配慮して改正が行われるものです。

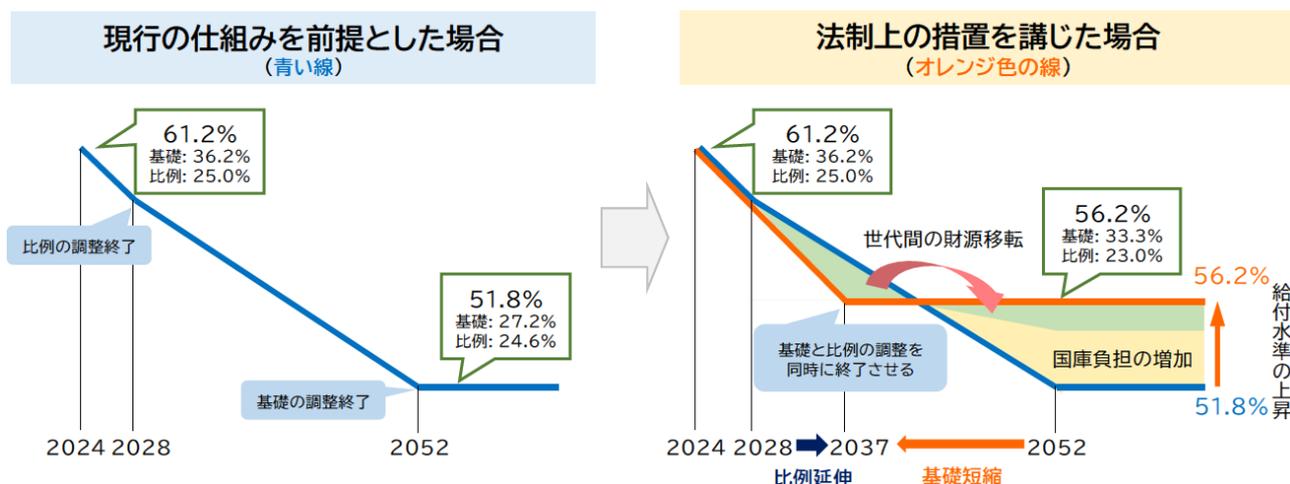
⑦ 将来の基礎年金の給付水準の底上げ

次回財政検証（2029年予定）で、基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合は、給付と負担の均衡をとりつつ、厚生年金適用者も受給する基礎年金の将来の給付水準を上昇させるため、措置を講じることとされました（※）。

具体的には、基礎年金と報酬比例部分のマクロ経済スライドにおける調整終了年度を一致させることにより、基礎年金の調整期間を短縮し年金額の低下を抑制するというものです。

なお、この措置により基礎年金と厚生年金の報酬比例部分の合計額が低下する場合は、その影響を緩和する措置も講じられます。

(※) 社会や経済の変化を見極めるため、厚生年金の報酬比例部分のマクロ経済スライドは2030年度まで継続(厚生年金の受給者に不利にならないよう伸びの抑制を緩やかにする)



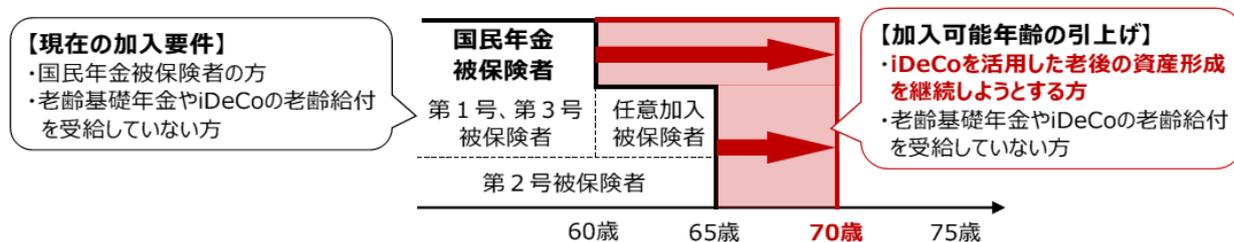
【出所】 令和6年財政検証オプション試算(適用拡大②) <過去30年投影ケース>

(※) この措置を実施するためには、将来的な国庫負担の増加が見込まれることから、その増加分に対応した安定財源の確保が必要。

(3) 私的年金制度の見直し

① iDeCo の加入可能年齢の上限引上げ

現在の制度で iDeCo へ加入できる者は「国民年金被保険者であって、老齢基礎年金や iDeCo の老齢給付金を受給していない者」に限られていますが、働き方にかかわらず、70 歳まで iDeCo に加入し老後の資産を形成できるよう、加入要件が拡充されます。



○施行期日：公布から3年以内の政令で定める日から施行

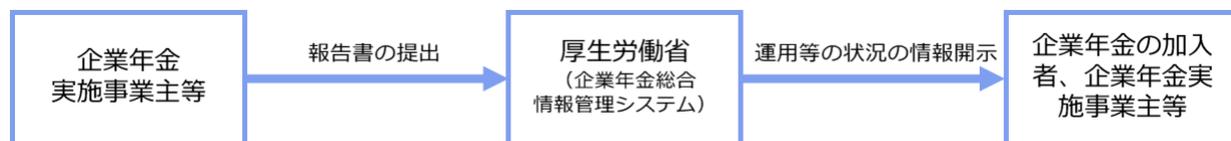
② 企業型 DC の拠出限度額の拡充

企業型 DC の加入者が事業主の拠出に上乗せして拠出できる加入者掛金(マッチング拠出)については、事業主掛金の額を超えられないという制限が設けられていますが、拠出限度額の枠を十分に活用できるよう、この制限が撤廃されます。

○施行期日：公布から3年以内の政令で定める日から施行(⇒2026年4月1日予定)

③ 企業年金の運用の見える化

企業年金の情報は加入者などの本人には通知されていますが、一般には公開されていません。今般の改正で、企業年金の運用の見える化として、企業年金の運営状況の情報を厚生労働省がとりまとめて公表することにより、他社との比較や分析を行えるようにし、加入者等の最善の利益のために運営を改善できるようにすることが改正のねらいとされています。



○施行期日：公布から5年以内の政令で定める日から施行

(参考)上記以外に、政省令通知の改正により見込まれる私的年金制度の改正

骨太方針2025や令和7年度税制改正の大綱で示されている私的年金制度（DB、DC、iDeCo）の改正内容のうち、令和7年年金制度改正法に含まれていない事項は、今後、政省令や通知などの改正によって行われることが想定されます。主な項目は次の通りです。

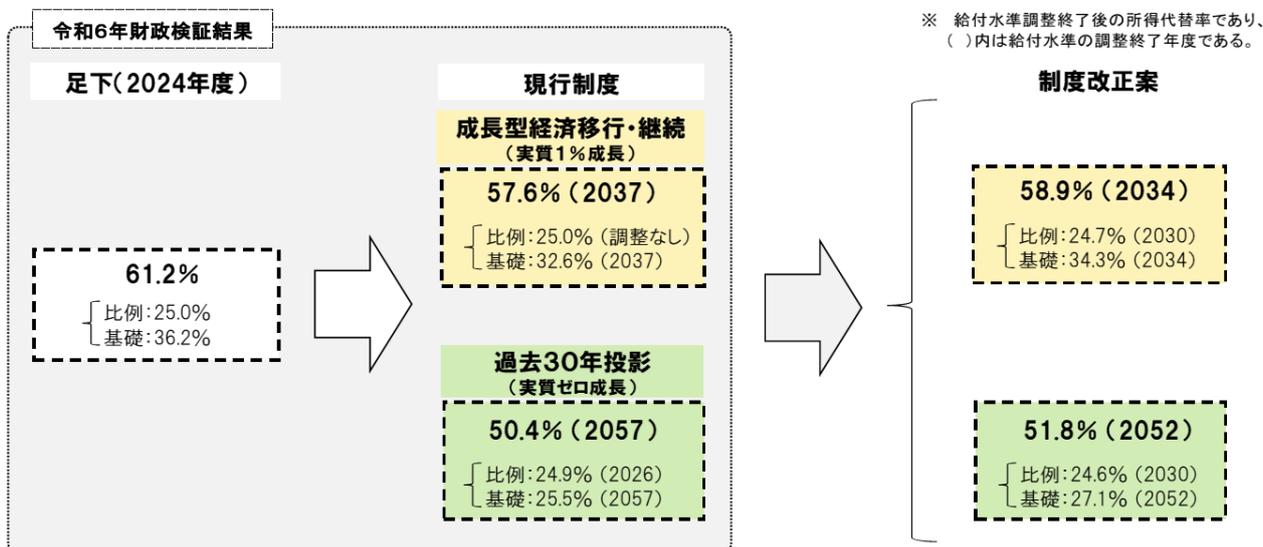
- ・DC 拠出限度額 55,000円 ⇒ 62,000円（第2号被保険者）
68,000円 ⇒ 75,000円（第1号被保険者）

3. 公的年金の制度改正案による所得代替率への影響

法案提出時に制度改正案による所得代替率への影響の試算が行われており、以下の通り、令和6年財政検証の見通しに比べて、過去30年投影の場合で1.4%の上昇が見込まれるものとなっています。

公的年金の制度改正案の主な内容

- ①被用者保険の適用拡大等（短時間労働者に係る企業規模要件及び賃金要件の撤廃 + 5人以上個人事業所に係る非適用業種の解消（対象者数：200万人））
 - ②在職老齢年金制度の見直し（支給停止となる収入基準額の引上げ：50万円→62万円）
 - ③遺族年金の見直し
 - ④標準報酬月額上限の見直し（最高等級の改定ルールの見直し、上限額の引上げ：65万円→75万円）
- ※2026～2030年度まで報酬比例部分のマクロ経済スライド調整率を1/3に緩和。



- 注1： 試算の前提となる人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）
注2： 所得代替率への影響は、適用拡大により+1.4%、在職老齢年金の見直しにより▲0.2%、標準報酬月額上限の見直しにより+0.2%、その他（遺族年金の見直し等）により0.0%。
注3： 制度改正案においては、附則第3条の規定により報酬比例部分のマクロ経済スライドによる給付調整を2030年度まで延長するが、過去30年投影ケースにおいて財政均衡を図るためには、1年分に満たない調整率により2031年度まで調整が必要。

4. 附則および附帯決議

今回の改正法では、附則に検討規定が設けられ、また、衆議院と参議院それぞれの厚生労働委員会において、附帯決議がなされており、その主なものは以下の通りです。

(1) 附則

従前の改正法において附則に規定された検討事項について引き続き検討を加えるとともに、今回の附則で新たに検討事項として加えられた事項も検討することとされました。

- ①平成25年プログラム法（持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号））附則に掲げられた検討事項
 - ア. マクロ経済スライドのあり方
 - イ. 適用拡大
 - ウ. 高齢期の年金受給のあり方
 - エ. 高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方
- ②令和2年改正法（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第20号））附則に掲げられた検討事項
 - オ. 所得再分配機能の強化

- ③令和7年改正法附則に規定された検討事項
力、厚生年金保険及び健康保険の適用範囲
キ、国民年金第1号被保険者期間の延長
ク、第3号被保険者の在り方

(2) 附帯決議

以下の項目について、十分な周知に努めること、必要な措置を講じること、引き続き検討することなどが、決議されています（詳細は年金部会資料をご参照ください）。

- ・被用者保険の適用拡大・保険料調整制度
- ・遺族年金
- ・障害年金
- ・クローバック※等
- ・基礎年金底上げ等の財源確保
- ・基礎年金の拠出期間延長・第3号被保険者制度等
- ・次期財政検証とそれを踏まえた速やかな制度改正
- ・その他の事項

※高所得者に対する年金額の調整（筆者註）

5. 年金制度改正法に関する広報

最後に、厚生労働省における年金制度改正法に関する周知・広報の取組の一部を紹介します。

(1) 分かりやすく図解した説明資料

厚生労働省ウェブサイトには、従来から公的年金制度を分かりやすく解説した資料が数多く掲載されていますが、今回の年金制度改正法に関して、年金制度の基本的な仕組みや、年金制度改正法による改正の内容、趣旨・意義等を広く周知するため、文字による説明だけでなく、分かりやすく図解した資料が掲載されています。（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00017.html）

(2) ショート動画

年金制度改正法のうち、特に内容が重要かつ複雑な改正項目については、図解をメインに配したショート動画を作成し、YouTubeを活用した周知・広報を実施するなどの取り組みも行われています。

- ・被用者保険の適用拡大等
- ・在職高齢年金制度の見直し
- ・標準報酬月額の上限の段階的引き上げ

(3) Xを活用した情報発信

年金制度改正法に関し、照会の多かった遺族年金制度の見直し内容については、簡潔に整理したQ&Aと説明資料を厚生労働省公式Xに掲載し、正確な情報が発信されています。

近年では、上記の通り、行政機関においても多様なツールを活用した情報発信に取り組んでおり、文字だけでは理解が難しく感じられることの多い法令等の内容が理解しやすい環境になりつつあると言えます。

すでにご覧になられた方も多いものと思われませんが、まだご覧になっていない方は、年金制度を正しく理解する一助として、ぜひ一度ご覧になることをお勧めします。

<ご参考資料>

第25回社会保障審議会年金部会（厚生労働省ウェブサイト）
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin_20250630.html

（信託年金営業部 主席数理役 富樫 典弘）

DBの積立超過について①

今回のコラムのテーマは、「確定給付企業年金制度（DB）の積立超過に関する財政検証」です。とある信託銀行の営業担当者「Aさん」とその上司「B課長」とのやり取りの一部を見てみましょう。

Aさん：来週、DBの財政決算に関する説明のため、お客さまを訪問します。決算報告書の中に「積立超過」という項目があったのですが、これについて詳しく教えてください。

B課長：「積立超過」とは、DBの年金資産の額が積立上限額を超えている状態を指します。これは法令に基づく定義であり、財政上の貸借対照表や損益計算書における「剰余」とは異なります。また、「積立超過」は「継続基準」「非継続基準」と並んで、毎事業年度末の財政決算で検証される項目のひとつです。

Aさん：「積立超過」と判定された場合は、どのような対応が必要になるのでしょうか？

B課長：「積立超過」と判定された場合、遅くとも翌々事業年度の最初に拠出する掛金から、全部または一部の掛金の拠出を停止します。なお、実際に停止する掛金の額や期間は、「積立超過額」や、それぞれの制度の規約によって異なるので、注意が必要です。

Aさん：ありがとうございます。ところで、これまでに学んだ「継続基準」や「非継続基準」は、受給権の保護の観点から、年金資産の“不足”を防ぐための検証でしたよね（※2025年5月号コラム参照）。それに対して「積立超過」は、逆に年金資産の“必要以上な積立”を防ぐための仕組みなのですね。でも、将来の給付に備えるのがDBですから、年金資産は多ければ多いほど安心なのではないのでしょうか？なぜ「積立超過」となると掛金の停止が必要になるのですか？

B課長：いい質問ですね。DBは、事業主が将来の給付に備えて掛金を拠出し、積み立てた年金資産を原資として給付を行うことで運営されます。しかし、年金資産が「財政の安定性を長期間にわたって確実に確保できる」とされる水準、すなわち積立上限額を大きく上回る状況では、これ以上の掛金拠出の必要性は低いと考えられます。

Aさん：そのような状況では掛金を停止するわけですね。

B課長：掛金を停止することは税制上の観点からも重要です。というのも、DBの掛金は税法上、損金として認められており、必要以上の掛金拠出は税務上の過大な損金と見なされかねないためです。

Aさん：税制の観点からは考えていませんでした。ところで、積立上限額は具体的にどう算出されるのでしょうか？

B課長：積立上限額は、次の①②のうち大きい方を基準に、1.5倍した金額です。

①数理債務（積立上限額算定用）、②最低積立基準額

Aさん：①と②のどちらか大きい方の額を基準にするんですね。

B課長：そうです。なお、①については、予定利率として下限予定利率を用いるなどといった法令上の規定に基づき算出します。一般的には財政運営（継続基準）上の数理債務（以下、「数理債務（継続基準判定用）」）よりも保守的な見積りとなります。

Aさん：保守的な見積りということは、数理債務（継続基準判定用）よりも額が大きいということですね。

B課長：はい。それを踏まえて、「積立超過」の財政検証は以下の2つのステップで実施します。

<ステップ1>以下の(1)(2)のいずれか大きい方の額の1.5倍の金額と年金資産の額とを比較

(1)数理債務（継続基準判定用）、(2)最低積立基準額

<ステップ2>以下の①②のいずれか大きい方の額の1.5倍の金額と年金資産の額とを比較

①数理債務（積立上限額算定用）、②最低積立基準額

実際には<ステップ1>で年金資産の額の方が大きいと判定された場合のみ、①数理債務（積立上限額算定用）を算出しくステップ2>の判定を行います。

Aさん：2つのステップで実施するわけですね。弊社の採用試験のようですね。

B課長：そうですね。弊社の採用試験になぞらえると<ステップ1>が書類選考で<ステップ2>が面接ということになりますね。具体的に数値例でみていきましょう。

Aさん：はい、お願いします。

B課長：以下の例の場合、まず<ステップ1>で、(1)数理債務（継続基準判定用）（=500）、(2)最低積立基準額（=400）のうち大きい方の1.5倍の額（=750）を算定します。これと年金資産（=800）を比較した結果、年金資産（=800）の方が大きいので、<ステップ2>に進みます。

Aさん：もし年金資産の方が小さければ、<ステップ1>で終了するわけですね。

B課長：そうですね。その場合は<ステップ1>で「積立超過」ではないと判定されて、<ステップ2>に進む必要はありません。

Aさん：わかりました。以下の例の場合の<ステップ2>についても教えてください。

B課長：<ステップ2>でも<ステップ1>と同様の比較を行います。が、(1)数理債務（継続基準判定用）（=500）のかわりに①数理債務（積立上限額算定用）（=600）を使用する点が異なります。

Aさん：①数理債務（積立上限額算定用）の方が大きいですね。

B課長：はい。以下の例の場合、①数理債務（積立上限額算定用）（=600）、②最低積立基準額（=400）のうち大きい方を1.5倍した額（=900）の方が年金資産（=800）より大きいので、「積立超過」ではないと判定されます。

<例>「積立超過」の財政検証

<ステップ1>



<ステップ2>



Aさん：なるほど。「積立超過」の財政検証の仕組みがよくわかりました。ところで、掛金が停止されれば、企業にとってはキャッシュフロー面で大きなインパクトがありそうですね。

B課長：ええ。だからこそ、まずは自社のDBが「積立超過」に該当する可能性があるかを注視することが重要です。そして、仮に該当した場合は全部または一部の掛金の拠出を停止する必要があることを正しく理解していただく必要があります。そのためには、毎年の財政決算のご説明の場で、こうした点を丁寧にご案内することが大切ですね。

Aさん：来週訪問予定のお客さまは、年金資産の額が先ほどの例のように積立上限額を少し下回っている状況です。来年には「積立超過」に該当する可能性もあるので、その点も含めてしっかりご説明しようと思います。

B課長：それが良いですね。さらに、それほどの剰余金を有しているのならば、給付の増額などの制度改善をご提案するのも有効です。

Aさん：剰余金の活用については次回詳しく教えてください。（続く）

（信託年金営業部 数理グループ 田中 希）

企業年金ノート 2025(令和7)年8月号 No.688

編集・発行：株式会社りそな銀行 信託年金企画部 りそな年金研究所
〒540-8610 大阪府大阪市中央区備後町2-2-1
TEL: 06-6268-1750 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行(企業年金・iDeCoのお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>
りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.my.salesforce-sites.com>